

候べし。彼は正宗が譜第の者に候。法外の事有に因て勘當し押込置候處、國元を逃出、御奉公仕旨に候。仔細有之當國へ呼下し、尋可申儀候間、早速可被返下候と、使者を以て申送る。秀吉返答には、栗野事、最前我家を望候時、何者のゆかりに候哉、其出所を可承と尋候處、只今御斷の通無相違申聞候。貴國にて勘氣蒙り候ものを、秀吉令扶持事遠慮多く思ひ候得共、奥州より遙々と我を望み來る事、殊に其地にて由緒等無偽申聞候儀、不便に存じ召抱申たり。其時より今年に至まで、於戰場は身命を不惜忠勤を勵し候。又家に在ては奉公功勞無他候ゆる、三萬石を與へ秘藏の者と存候。渠伊達殿にては法度を背候とも、秀吉に被對可有御免と懇に返答あり。正宗難默止思ひけん、重て兎角沙汰なし。其後太閤天下を知給ひて、諸侯大夫の勇怯の日記を考へ見給ふ處、栗野は勇のみにて終に臆なし。其高名日本國中の諸士に倍す。秀吉いよ／＼感喜し拾萬石を賜ひ、豫州柘木城主とせり。四位侍從に拜す。都合拾三萬石に成て入部せり。其後關白秀次の家臣に命ぜられ、貳萬石を増て拾五萬石と成。然るに文祿四年秀次謀叛の聞えあり

て、聚樂を退て高野へ赴き、同年七月十五日彼山にて自殺有之。此時秀用兼て秀次へ悪行を取持たるよし風聞にて、東山にて自殺す。無子跡斷絶す。奇福ある者は奇禍ありとは、此人の事なるべし。

一、土方雄久被召出事

土方河内守雄久、初は勘兵衛と云、織田信雄の臣なり。後太閤へ被召出、尾州犬山城主たり。加賀中納言利長卿いとこ也。石田三成が讒言のよしにて、領地被召放佐竹義宣に預らる。關原軍の頃徳川公より被召出、加州利長卿へ密事の使に被遣、則加州へ赴き其旨を達しける。利長舍弟孫四郎利政は、大坂の命に隨ひ石田方に付、色々關東へ味方の儀勸れども無承引候間、雄久能州へ赴き異見を加可被申と、利長の命にて雄久彼地へ向ひ申入れれども、利政無承引故、其段利長卿へ相達、其身は關原へゆく。此功に就て能州の内を領地に賜ひ、此時河内守と叙爵して二代相續、孫河内守代に故ありて領地被召上候。

土方勘兵衛雄久は、太閤時代より浪人に候。瑞龍公御いとこの筋目に付、關東へ御相談被成、御領分の内を以て

一萬石可被遣候間、徳川御家へ被召出候様被成度旨に候處、其通に可被成との儀にて、越中新川郡の内にて壹萬石被遣候。其以後御鷹野の御障に成候間、能州の内所々にて壹萬石被遣度と、勘兵衛へ被仰談、越中地と御替被成候。此儀堀部養叔、老人ゆゑ覺罷在、山本源右衛門へ申聞候。右能州地と御替被遣候年は慶長十三年の旨書記候物、御算用者の内覺書の一冊に相見え申候。